

平成 29 年度 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター清掃業務委託仕様書

この仕様書は、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター清掃業務の委託契約において、受託者が履行しなければならない業務について、必要な事項を定めるものである。

この仕様書に基づく作業は、大要を示すものであり、作業の実施に当たっては、建物の環境、衛生等総合的な観点から施設の維持管理を行うこととする。

1. 業務履行場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目 7 番地
佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター
2. 委託期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
3. 業務の範囲 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター実験・研究棟、宿泊棟及び敷地内の清掃業務とし、業務対象面積、回数等は、別表のとおりとする。
4. 業務の内容 別表のとおりとする。
5. 業務時間 日常清掃を行う時間は実験・研究棟については 16 時 30 分まで、宿泊棟については 14 時までとし、定期清掃を行う日及び時間は、九州シンクロトロン光研究センター（以下「センター」という。）と受託者との協議によるものとする。
6. 臨時の措置 臨時に新たな清掃が必要になった場合には、その旨をセンターの施設管理担当者に報告し、指示を受けるものとする。
7. 法令等の遵守 受託者は、作業の実施にあたり適用を受ける法令、基準等を遵守しなければならない。
8. 安全の確保
 - (1) 作業の安全衛生に関する管理は、作業責任者が関係法令等に従ってこれを行う。作業責任者は、業務の安全確保のため、危険な作業に対して、労働安全衛生規則に準じた安全業務計画を定めて、作業員にその周知徹底と実行を図ること。
また、作業の実施に当たっては、人、施設、備品等に危害又は損害を与えないよう万全の措置を行うこと。危害又は損害を与えた場合、あるいはそのおそれがある場合は、作業責任者は直ちにセンターに報告し、その指示を受けるものとする。
 - (2) 外窓ガラス清掃等 2 メートル以上の高所作業の場合は、足掛かり、フック等を利用し、作業員の安全を確保すること。
なお、強風時等の悪天候の場合は、高所での作業を禁止するものとする。
9. 必要経費の負担区分
 - (1) 受託者は、本業務を遂行するために必要な次の経費を負担するものとする。
 - ① 機械器具類及び消耗品類に関する経費
 - ② 作業員の雇用、教育、被服に関する経費
 - ③ その他業務遂行等に付帯する経費

(2) 受託者が本契約を遂行するために必要な光熱水費、トイレで使用するトイレットペーパー、石鹸及び浴室のシャンプーボディソープ等の衛生消耗品は、センターが負担するものとする。

10. 業務の報告

日々の業務終了後は、状況を記録した清掃実施報告書をもって、センターへ報告するものとする。

なお、職員の指示を受けて清掃を省略した部位又は場所は、その旨を報告書に記載するものとする。

11. 資機材等の保管

① 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、施設管理者により指示された場所に、整理して保管するものとする。

② 定期清掃のみを行う場合において、当該業務に使用した資機材は、作業完了後持ち帰るものとする。

12. 注意事項

使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用するものとする。